

## 事故がおこったら…

事故が起きたら、ただちに所属している民児協事務局までご連絡ください(市区では単位民児協から市区の民児協へ)。市区町村民児協事務局から保険会社に事故を報告した後、保険会社から保険金請求に必要な書類が送付されてきます。

○事故によりケガを負った場合は、まずは医療機関で適切な治療を受けてください。

○事故やケガの状況等について、すみやかに所属されている民児協事務局までご連絡ください。

### 委員本人がケガをしたとき

○保険金は原則として、医師による治療が完了した後、または保険金算定期間の上限(事故発生日から180日)に達した後にご請求いただき、お支払いさせていただきます。なお、治療途中で保険金の一部を受け取りたい場合は、遠慮なく保険会社にご相談ください。

○医師の治療を受けていない場合は、この保険の対象にはなりません。

○薬剤や診断書の受領を目的とした通院など、医師による治療を伴わない通院は対象になりませんのでご注意ください。

### 活動対象者等から

#### 家族等\*が暴力を受けてケガをしたとき

#### 自宅に損害を与えられたとき

○活動対象者等からの暴力による家族等\*のケガや自宅に損害を与えられたとき、いずれの場合も、必ず警察に連絡し、被害届を提出してください。

○放火されたときは、規模の大小にかかわらず、また、ご自身で消火できた場合でも、必ず消防署に連絡してください。

\*家族等とは、民生委員本人、民生委員の配偶者、民生委員と生計を共にする同居の親族、別居の未婚の子をいいます。

### 活動中に訪問先で物を壊してしまったときや個人情報を漏えいしてしまったとき

○物を壊してしまった場合は、現場の状況、壊したものの、壊した箇所などの写真を撮っておいてください(携帯電話やスマートフォンで結構です)。

○示談は必ず保険会社と相談して行ってください。また、話した内容はメモにしておきましょう(当事者同士で示談された場合、保険金をお支払いできない場合があります)。

○個人情報を漏えいしてしまった、または名簿を紛失するなど、個人情報の漏えいの恐れがある場合などは、警察に紛失届を提出する等の対応を必ず行ってください。

## この保険についてわからないことがあったら、どこに聞けばいいの?(お問合せ先)

### 保険金請求に関するお問い合わせ

市区町村民児協事務局を通して、保険会社の各都道府県の保険金サービス課(「事務の手引」参照)までお問い合わせください。

### 民生委員・児童委員活動保険制度全般に関するお問い合わせ

取扱代理店

#### 株式会社福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL:03-3581-4667 FAX:03-3581-4763

<受付時間:平日の9:30~17:30(土日、祝日、12/29~1/3を除きます。)>

### 補償内容等に関するお問い合わせ

引受保険会社

(幹事会社)損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL:03-3349-5137

<受付時間:平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)>

(共同引受保険会社)東京海上日動火災保険株式会社

なお、個々の活動が保険の対象となる活動が否かについては、民児協会長にご判断いただくものですので、取扱代理店、保険会社では回答ができかねます。あらかじめご了承ください。

# 民生委員・児童委員活動保険

- この保険制度は、全国すべての委員を加入者として、民生委員・児童委員として委嘱を受けている期間中の万が一の事故等を補償するものです。
- 全国民生委員児童委員連合会(全国社会福祉協議会)が一括して保険契約を行っていますので、委員の皆様は個別に加入手続きや保険料の払込みをしていただく必要はありません。



### 次のようなとき、この保険の対象になります。

- 委員活動中にケガをした
- 委員活動中に他人の物を壊してしまった
- 個人情報を紛失もしくは漏えいしてしまった
- 委員活動の対象者から家族が暴力を振るわれケガをした
- 委員活動の対象者に自宅の一部を壊された



全国民生委員児童委員連合会



社会福祉法 人 全国社会福祉協議会

## 保険の対象となる活動と特長は？

【対象となる活動とは】  
民生委員・児童委員(主任児童委員を含みます。)活動として適切もしくはやむを得ない活動として、民児協会長が認める活動です。

### 【各補償の特長(対象となる補償の範囲)】

#### ●委員本人のケガの補償

- ・活動の往復途上を含みます。
- ・活動中の地震、噴火、津波、台風、集中豪雨による洪水などの自然災害によるケガも補償します。
- ・活動中の熱中症による障害も補償します。
- ・活動中に特定感染症\*を発病した場合も補償します(死亡保険金は除く)。(発病の日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担した葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度に葬祭費用保険金をお支払いします。)
- ・他に加入されている傷害保険や生命保険、互助(共励)事業などとは関係なく規定額をお支払いします。

#### ●委員本人の賠償責任の補償

- ・人格権や著作権の侵害による賠償責任も補償します。

#### ●個人情報の漏えいに関する補償

- ・個人情報が漏えいした時だけでなく、漏えいの恐れがある場合も補償の対象になります。

#### ●活動対象者等から不法行為を受けたときの補償

- ・委員本人だけでなく、委員の家族等(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子)が受けた暴力行為によるケガも見舞金の対象になります。
- ・建物だけでなく自宅敷地内の家財などが壊されたときも見舞金の対象になります。

\*「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。2022年12月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

(注)今後取扱いが変更となる場合があります。

## 保険の対象外となる活動は？(主なもの)

- ・自宅および自己所有地(畑、店舗、事務所等)におけるケガ(借地、借家等の場合も含む)  
※ただし委員の自宅等において民児協の定例会等の会合を実施していることが客観的に判断できる場合は対象
- ・民生委員・児童委員(主任児童委員を含みます)活動として、民児協会長の承認が得られない活動による事故
- ・特定の委員が自己の判断で自発的に参加しているボランティア活動や地域活動による事故
- ・委員委嘱日以前の活動による事故
- ・委員本人に故意または重大な過失、法令違反がある場合
- ・病気や心身喪失に起因するケガや賠償責任
- ・飲酒状態でのケガ(乾杯程度は可)
- ・ケガのうち、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)や腰痛などで、医学的他覚所見がないもの
- ・家族、親族等に対する賠償責任
- ・客観的に発生が確認できない個人情報の漏えいまたは漏えいの恐れ(警察への届け出がないもの) など

## 自動車・バイクによる事故の取扱い

### 【対象になる事故例】

- ・委員本人および車に同乗していた委員のケガ

### 【対象にならない事故例】

- ・車に同乗していた委員以外の者のケガ
- ・事故の相手に対する賠償責任

自動車(電動アシスト自転車を含みます)の事故による賠償責任は補償の対象に含まれます。

## 補償される内容、補償金額(保険金額)

以下は概要のみ記載しています。詳しいお支払いの条件などは、取扱代理店または保険会社までお問い合わせください。

### ●委員本人のケガの補償(いずれも事故発生日から180日以内に限る)

保険金の種類	補償金額(保険金額)	
死亡保険金	1,200万円	
後遺障害保険金	504万円～1,200万円	
入院保険金日額	6,500円(上限180日)	
手術保険金	入院中の手術	65,000円
	外来の手術	32,500円
通院保険金日額	4,000円(上限90日)	

### ●委員本人が責任を負う賠償事故の補償

保険金の種類	補償金額(保険金額)
賠償責任保険金	5億円(限度額)

### ●個人情報の漏えいに関する補償

保険金の種類	補償金額(保険金額)
賠償責任保険金	50万円(限度額)
見舞品購入費用	5万円(限度額) ※1被害者500円限度

### ●委員活動に起因して活動対象者等から不法行為を受けたときの補償

保険金の種類	補償金額(給付金額)		
建物等の損害に対する見舞金	活動対象者等に放火されて自宅が全損したとき	100万円	
	活動対象者等に自宅の一部が壊されたとき	5万円	
	活動対象者等に自宅内の家財が盗まれたり壊されたりしたとき	1万円	
家族等のケガに対する見舞金	活動対象者等に暴力を振るわれて委員の家族等*がケガをしたとき *民生委員本人、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子になります。	死亡弔慰金	100万円
		入院見舞金	10万円
		通院見舞金	3万円

### <主な事故事例>



高齢者宅の見守りに向かう途中、車にはねられてケガをした。

民児協の会議に向かう途中、駅の階段を踏み外し、ケガをした。

高齢者宅の見守りに向かう途中、自転車道で向かう途中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった。

避難行動要支援者名簿を紛失し個人情報漏えいした恐れがあるため、名簿掲載者に対しお詫びとして図書カードを配布した。

民生委員の自宅の窓が、活動対象者等により割られた。

民生委員の配偶者が、活動対象者等に暴力を振るわれ、ケガをして入院した。

## Q & A (よくある質問について)

**Q1.** この保険の加入にあたって、自分自身(民生委員・児童委員自身)で、しなければならないことはありますか？

**A** 加入に関して、特に手続きは不要です。委嘱期間中は自動的に補償対象になります。

**Q2.** 活動中にケガをしました。地方公務員の災害補償制度の対象とはなりませんでしたが、この保険では対象になりますか？

**A** 委員活動中であつたことを民児協会長に証明\*いただければ、補償の対象となります。  
\*保険会社所定の書式に記名・捺印または署名をいただきます。

**Q3.** 以前から通院をしていたのですが、委員活動によって症状が悪化した場合、この保険の対象となるのでしょうか。

**A** 対象になりません。この保険制度は、活動中の万が一の事故に起因するケガ等を補償するもので、持病(病気、腰痛などを問いません)や持病の悪化などについては対象外になります。

**Q4.** 令和4年度に事故が発生していますが、まだ事故報告をしていません。これから事故の報告、保険金の請求をすることはできますか？

**A** 民生委員・児童委員である時点の事故については請求可能です。速やかに事故報告を行ってください。  
※保険金請求権は3年間になります。ただし、時間が経過するほど客観的な事故の証明が困難になり、保険金が受け取れなくなる場合がありますのでご注意ください。  
※事故報告は、事故発生から30日以内をお願いします。

**Q5.** 活動内容に関して、地域で高齢者宅の雪おろしに協力していた際の事故は補償されますか？

**A** このような活動が民生委員の活動か、地域住民としての活動かは、地域の実情も踏まえて判断いただくこととなります。雪おろしは委員活動というよりも一般的なボランティア活動といえますが、雪が多い地域であつて、単位民児協に属する各委員が日ごろから見守りを行っている高齢者宅等の雪おろしを行っているような場合は、民生委員活動として取り扱って構いません。

**Q6.** 事故によりケガをしてしまった場合、保険金請求は自分自身(民生委員・児童委員自身)が行わなければならないのですか？

**A** 民児協会長による活動中の証明が必要なため、事故報告や保険金請求手続きは市区町村民児協を通じて行ってください。ただし、保険金請求関係書類の本人署名、医師への診断書の記入依頼、警察への届出など、自分自身でしかできないこともありますので、事務局と協力して行ってください。

**Q7.** 民生委員活動中の事故であることの証明は、単位民児協会長、市区町村民児協の会長のどちらに依頼すべきですか？

**A** 単位民児協の事業としての活動中(定例会やサロン活動など)の事故などが考えられることから、基本的には単位民児協会長が考えられますが、市区町村民児協会長にお願いしても構いません(町村は基本的に同一のため)。

**Q8.** 委員活動に向かう途中、タクシーを利用して事故にあった場合、補償の対象になりますか？

**A** 対象になります。タクシー会社などからの補償にかかわらず、規定の保険金が支払われます。

**Q9.** 避難行動要支援者名簿を紛失してしまったのですが、どうすればいいですか？

**A** まず、民児協事務局への連絡とともに、警察に紛失届を出してください。警察への届出がない場合には、本保険からの賠償や謝罪費用の補償はできませんのでご注意ください。

**Q10.** 活動対象者等から暴力を振るわれ親族がケガをしたことはどのように証明すればいいのですか？

**A** 活動対象者等から暴力を振るわれたり、自宅の一部を壊されるなど不法行為を受けた時は、必ず警察への届出を行ってください(警察による被害届の受理を証明とさせていただきます)。